

創業者を支援します！！

半田市では、阿久比町、武豊町、南知多町、美浜町と半田商工会議所、阿久比町商工会、武豊町商工会、内海商工会、豊浜商工会、師崎商工会、美浜町商工会、知多信用金庫、半田信用金庫、日本政策金融公庫（熱田支店国民生活事業）と一体となって創業者を支援していきます。

■創業支援メニュー

支援事業名	支援機関	内容
ワンストップ 相談窓口	半田市、阿久比町、武豊町、 南知多町、美浜町、 半田商工会議所、阿久比町商工会、 武豊町商工会、内海商工会、豊浜商工会、 師崎商工会、美浜町商工会、 知多信用金庫、半田信用金庫、 日本政策金融公庫(熱田支店国民生活事業)	創業に関する相談の受付
起業・会社設立 支援補助金	半田市	半田市内で新たに会社を設立した 方を対象に、設立に要した経費の 50%（上限 20 万円）を補助
<u>創業塾</u>	半田商工会議所、阿久比町商工会、 武豊町商工会、内海商工会、豊浜商工会、 師崎商工会、美浜町商工会	創業に関する基礎知識の講義
<u>ハンズオン支援</u>	半田商工会議所、阿久比町商工会、 武豊町商工会、内海商工会、豊浜商工会、 師崎商工会、美浜町商工会	創業に関する基礎知識を専門家が 継続的に支援 ※随時受付

※下線は特定創業支援等事業

■特定創業支援等事業とは

①経営、②財務、③人材育成、④販路開拓等の知識習得を目的とした継続的な支援のことです。支援メニューの「創業塾」「ハンズオン支援」を受講し、創業を行う自治体（半田市、阿久比町、武豊町、南知多町、美浜町）から証明書を交付された方は、以下の支援策を利用することができます。

1. 会社設立時の登録免許税の軽減

○創業を行おうとする者又は創業後 5 年未満の個人が、会社^{※1}を設立する場合、登録免許税の軽減^{※2}を受けることができます。登記の際には、法務局に「証明書」原本の提出が必要です。

○半田市が交付する「証明書」は、市外で会社を設立する場合には使用できません。

※1 株式会社及び合同会社

※2 株式会社又は合同会社：資本金の 0.7%から 0.35%に軽減（株式会社の最低税額 15 万円の場合 7.5 万円、合同会社の最低税額 6 万円の場合 3 万円に軽減）

2. 創業関連保証の特例（事業開始 6 か月前から利用可能）

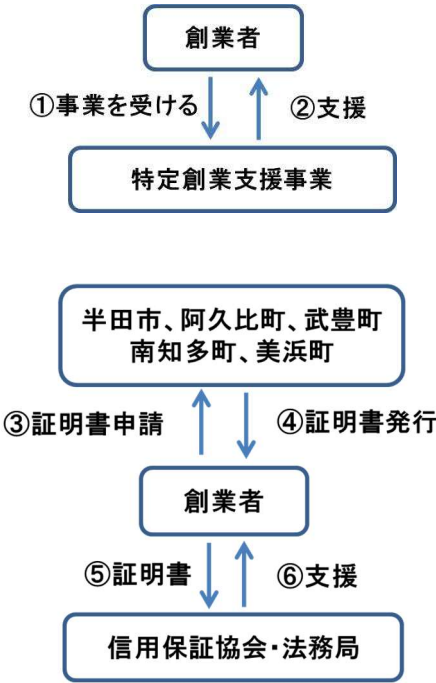
○無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の 6 か月前から利用することが可能です。
保証の特例を受けるためには、手続きを行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

- 3. 日本政策金融公庫 新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引下げ
- 4. 小規模事業者持続化補助金（一般型）の補助上限額の引上げ（50 万円→200 万円）

■ 証明書の発行

特定創業支援等事業により支援を受けた方は、創業を行う自治体（半田市、阿久比町、武豊町、南知多町、美浜町）で証明書発行の申請を行ってください。

※交付手数料：無料



支援機関連絡先

●半田市（経済課）	TEL：	0 5 6 9－8 4－0 6 3 8
●阿久比町（産業観光課）	TEL：	0 5 6 9－4 8－1 1 1 1
●武豊町（産業課）	TEL：	0 5 6 9－7 2－1 1 1 1
●南知多町（産業振興課）	TEL：	0 5 6 9－6 5－0 7 1 1
●美浜町（産業課）	TEL：	0 5 6 9－8 2－1 1 1 1
●半田商工会議所	TEL：	0 5 6 9－2 1－0 3 1 1
●阿久比町商工会	TEL：	0 5 6 9－4 8－7 0 8 5
●武豊町商工会	TEL：	0 5 6 9－7 3－1 1 0 0
●内海商工会	TEL：	0 5 6 9－6 2－0 4 0 3
●豊浜商工会	TEL：	0 5 6 9－6 5－0 0 0 4
●師崎商工会	TEL：	0 5 6 9－6 3－0 3 4 9
●美浜町商工会	TEL：	0 5 6 9－8 2－3 9 5 1
●知多信用金庫	TEL：	0 5 6 9－2 6－1 0 1 4
●半田信用金庫	TEL：	0 5 6 9－2 6－6 8 6 1
●日本政策金融公庫（熱田支店国民生活事業）	TEL：	0 5 2－6 8 1－2 2 8 6